

令和8年9月11日
総務部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

(株)大林組 九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)大林組 九州支店
福岡市中央区天神1-14-18
(本社:東京都港区南2丁目15-2)

工事: 土木一式工事—特A級、建築一式—A級

2 指名停止期間

令和8年9月14日から令和8年10月13日まで 1か月間

3 指名停止理由

株式会社大林組が、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和6年12月25日、鰺沢労働基準監督署による立ち入り検査を受け、同年10月4日に発生した作業員に対する労働災害発生状況に関して虚偽の陳述をした。

この件について、令和8年3月24日、鰺沢簡易裁判所から同社および同社の社員2人が労働安全衛生法違反で略式命令(いずれも罰金20万円)を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和8年7月24日に関東地方整備局長から指示処分を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2第11項(建設業法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」第3条第1項により1か月とする。

5 発注実績

令和6年度から令和8年度8月まで 実績なし

(本件の問い合わせ先)

総務部 契約検査課

担当:近藤

電話:直通72-9240 (内線1361)